

札幌市告示第 5115 号

下記のとおり、市有財産貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 4 年 12 月 22 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 13 階北側）
札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係 電話(011)211-2922

2 入札に付する事項

(1) 事業の名称

一般競争入札による市有財産の貸付
（土地：札幌市中央区北 4 条西 18 丁目 9 番）

(2) 貸付内容・場所等

令和 4 年度市有地の貸付募集要項（以下「要項」という。）による。

(3) 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間

(4) 入札方法

年額で行う。なお、最低貸付価格（15,409,231 円）を設定している。

落札決定に当たっては、最低貸付価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。

また、契約は総価（落札価格×貸付期間）で行う。

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）

(3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。

(4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。

(5) 上記(4)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。

(6) 札幌市税の未納がないこと。

(7) 要項の内容を遵守できること。

(8) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

4 応募申込手続

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込みにあたっては、要項を熟読し、契約の条件、現地等を確認の上、申込みすること。

(1) 受付期間

令和4年12月26日（月）から令和5年1月18日（水）までの平日8時45分から17時15分まで（12時15分から13時00分を除く。）※送付の場合は、申込期限必着とする。

(2) 提出方法

持参又は送付による。

(3) 提出先

上記1に同じ。

(4) 提出書類

要項による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札書の提出及び開札の日時、場所

(1) 提出期限

令和5年1月30日（月）17時15分まで。送付の場合は、期限必着とする。

(2) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年1月31日（火）14時00分開札 市有財産の貸付入札書在中」の旨を記載し、提出すること。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和5年1月31日（火）14時00分開札 市有財産の貸付入札書在中」の旨を記載し、特定記録郵便等の引受記録が残るもので送付すること。

(3) 提出先

上記1に同じ。

(4) 開札日時 令和5年1月31日（火）14時00分から

(5) 開札場所 札幌市役所14階（14階3号会議室）

6 入札の手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除する

(3) 契約保証金 要

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入すること。当該保証金の金額は契約金額の100分の10の額（円未満切上げ）とする。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から

完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年 14.6%の割合で計算した額を延滞金として支払うこと。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付さない。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除する。この場合納入された契約保証金は札幌市に帰属する。

カ 札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 最低貸付価格の設定 有

(7) 落札者の決定方法

最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 詳細は要項による。